

令和5年度第1回あきる野市子ども・子育て会議 議 事 要 旨

1 開催日時：令和5年6月30日（金）午後2時～午後4時10分

2 開催場所：あきる野市役所本庁舎 5階 503会議室

3 出席者：委員11人（欠席1人）

4 次 第

（1）開会

（2）挨拶

委員長

改めまして、こんにちは。今年度最初の会議となります。今回の会議を含めて来年度にかけて第3期の事業計画を策定していくこととなります。また、こども家庭庁がらみでいろいろと新しい課題が出てきて、今年から来年にかけては、課題が山積することと思います。皆様においては、いろいろなお立場で参画いただいておりますので、積極的にご発言をいただいて、少しでも次期計画が良いものになりますように。それが、あきる野の子ども達や子育て家庭によりよい効果を及ぼすことになることと思います。

（3）議事

ア あきる野市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額（保育料）の改定について
事務局

あきる野市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額（保育料）の改定について、あきる野市子ども・子育て会議条例第2条の規定により、諮問いたします。

内容について説明します。資料2をご覧ください。はじめに、今回の改定の経緯について説明します。東京都が、令和5年10月1日から実施する、第2子の保育料を無償化するための助成制度の実施に伴い、特定被監護者等のうち2番目に年齢が高い3歳未満児の利用者負担額を0円にするため、あきる野市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例施行規則第3条を改定するにあたり、本会議に諮問するものです。

次に内容について説明します。あきる野市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額（保育料）を改定するものです。資料3をご覧ください。現行保育料と、令和5年10月1日以降の保育料の表となります。利用者負担額（保育料）は、世帯の所得に応じて24階層に分かれており、保育標準時間（11時間保育）と保育短時間（8時間保育）の、それぞれ第1子、第2子、第3子以降で金額が分かれ

ております。

今回の改定については、各保育時間の第2子の欄の金額が、令和5年10月1日からは0円になります。

最後にスケジュールです。本諮問に対する答申を受けた後、令和5年10月1日施行に合わせて、あきる野市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例施行規則の一部改正を行います。

委員長

本案件については、諮問内容のとおり行うことが問題ない旨答申いたします。

イ あきる野市特定教育・保育施設の利用定員について

事務局

あきる野市特定教育・保育施設の利用定員についてご説明いたします。

資料4をご覧ください。公立保育所（すぎの子保育園）の、令和6年度の園児受入れについて、委員の方々のご意見を伺うものとなります。

令和5年4月1日のすぎの子保育園の在園児数は、1歳児0人、2歳児1人、3歳児1人、4歳児1人、5歳児6人の合計9人であり、6月1日時点でも人数の増減はございません。

令和6年3月末日で年長児（5歳児）6人が卒園すると、在園児は各年次1人ずつの3人となる見込みであります。

資料4-1「すぎの子保育園等年齢別在園児数の推移」をご覧ください。

令和3年度から令和5年度までの実績値及び令和6年度の推計値となり、すぎの子保育園とその周辺にある認可保育所の認可定員数、年齢別在園児数、定員に対する空き枠等の表となります。

令和5年度の定員に対する空き枠を見ますと、すぎの子保育園が31人、A保育園が19人、B保育園が7人、C保育園が10人、定員を満たしていないことがわかります。

なお、令和6年度の推計は、各年次ごとに3年間（令和3年度から令和5年度まで）の平均値となっております。

次に、五日市地区の就学前人口の状況です。資料4-2をご覧ください。令和3年度から令和5年度まで、4月1日時点の五日市地区の就学前人口の表となります。

各地区の人口は、ほぼ横ばいではありますが、令和5年度は前年度より19人減少しており、特に減少が多いのは五日市と入野になります。

公立保育所の運営に当たりましては、保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定められた「保育所保育指針」に基づき保育所における保育を行っております。

しかしながら、令和6年度に園児数が3人となる状況では、「保育所保育指針」に定められる集団としての活動の充実や集団を形成しながら人と関わる力の発育を図

ることができないことから、令和6年度の園児受入れについて、ご意見をうかがう
ものです。

また、令和6年度以降在園する児童3人につきましては、近隣の認可保育施設に
定員空き枠が充分あることから、転園希望があれば可能な限り最大限配慮し対応し
ていくところでございます。

このような状況を踏まえ、委員の方々のご意見を伺いたいと考えております。
説明は以上となります。

委員

来年度に在園予定の3人は、希望がなければそのまま在園し続けることになるの
ですか。

事務局

保護者の希望によります。希望がなければそのままです。

委員

在園し続けることにより、集団における適切な保育が行われないことになると思
いますが、問題はないですか。

委員長

保護者の意向を聞いたうえで適切に対応すべきもので、転園希望がなければ無理
に辞めさせるわけにはいきません。しかしながら、3人以下では、集団における適
切な保育を行うことはほぼ不可能であると思うので、保護者には丁寧な説明をし、
適切な判断をしてもらおうようかと思います。

委員

変更日が未定となっておりますが、今後のスケジュールはどうなっていますか。

事務局

本案件は、今後、園児受け入れを停止するものです。当面は、利用定員はそのま
まで、受け入れを停止するもので、利用定員をゼロにするのは、在園児保護者の意
向により在園児がいなくなった時になるので、未定となっております。

委員

すぎの子保育園の職員数は何人ですか。

事務局

5人です。

委員長

この案件は、利用定員の変更はないので、特に是非を判断するものではなく、情報提供いただいたものと思います。

今後も何か動きがあったら、報告をお願いします。

ウ 学童クラブにおける待機児童対策について

事務局

資料5をご覧ください。学童クラブは、小学校に就学している児童で、その保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもに対し、適切な遊び、生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的としています。

学童クラブの待機児童の(1)(2)については、令和5年4月1日時点で、東秋留小学校隣接の若竹学童クラブにおいて37人、増戸小学校隣接の増戸学童クラブにおいて45人が待機児童となっています。

現在、待機児童に対しては、児童館を特例的に利用できる本市独自の制度を案内しています。

これは、児童館開館時間内に、下校後、一旦帰宅せずに利用できることや、学校休業日に、弁当を持参して利用できるものです。学童クラブに入会できるまでの間、ご利用いただいています。

学童クラブ入会者数の推移については、表の通りです。

小学校の児童の人数は減少していますが、学童クラブの申し込み率は、年々上昇しております。

各年度の待機児童数は表のとおりです。

若竹、若葉、増戸学童クラブは毎年待機児童がいますが、令和4年度に、若葉第2学童クラブを開設したことにより、若葉学童クラブの待機児童は解消しました。

学童クラブの課題としては、学童申請率の上昇による、慢性化している待機児童の問題が長年の課題となっております。

現在の学童クラブにおいては、待機児童を受け入れる場所を確保することは難しい状況となっており、学童クラブの増設などの要望もあります。

今回、新たな待機児童対策として、待機児童が生じている若竹学童クラブと増戸学童クラブの児童館部分を、児童館機能付学童クラブに転換することを計画しております。

現在、屋城学童クラブと草花学童クラブについては、平成27年7月から、児童館機能付学童クラブとして運営しています。

若竹学童クラブと増戸学童クラブについても、同様の施設とし、児童館の一般来館者や児童館行事などに配慮した学童クラブ運営を図ってまいりたいと考えております。

長年の課題であった待機児童を解消し、児童の遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図ることができると考えています。

委員

現在、やむを得ず待機児童が発生していると思いますが、1年生の待機児童は出さないようするべきだと思います。待機児童のうち、1年生は何人ですか。

事務局

現在資料を持ち合わせていないため、次回の会議で回答いたします。

委員

1年生の待機児童の保護者は不安が大きいと思うので、1年生については、高学年の子に待機してもらってでも待機の解消を図るべきだと思いますがいかがでしょうか。

事務局

提案している2施設の児童館部分を学童機能に転換することによって、学童クラブとして受け入れる人数を増やすことができると考えており、それをもって待機児童は全て解消する見込みでございます。

委員

いつからそうなるのですか。

事務局

来年度から実施したいと考えています。

委員

いままで場所がないということで待機児童が発生してしまっていたかと思いますが、新たな場所が確保できたのでしょうか。

事務局

児童館機能の部分を学童クラブに転換をして、転換した学童クラブ部分で現在の待機児童を受けるといったものです。

委員

現施設の面積を増やさずに待機児解消をするということは、帰宅後に来館する通常の児童館利用者等の利用は難しくなるのですか。

事務局

児童館機能付としますので、通常の児童館利用者も利用できるようにします。

委員

面積を増やさずに子どもの受け入れを増やすと、適切な保育が難しくなるのではないですか。

事務局

まずは、児童館の部分を学童クラブに転換することに加え、今後、学校の空き教室を探してこれに充てることも検討しています。

委員

待機児童の解消はいいことですが、子どもを受け入れる側の質の向上についての対応、子どもにとっては、異年齢の子ども達との関わりを持つ大事な場所ともなるので、充実した場所にならなくてはならないと思います。そのところについての対策、見通しはどうか。

事務局

学童クラブの質の問題についてかと思えます。まずは、学童クラブを支える支援員、補助員を雇用し確保していくこと。次に、これら職員に対して、研修を行い、質の高い保育を行えるようにすること。特に、アレルギー対応などについて、保健師などによる研修で正しい知識を身につけ、しっかりとした質の高い保育を行えるようにすることをして、まいります。

委員

以前機能転換した草花学童クラブの現状は、どうなっていますか。

事務局

草花地区は、以前は、ブリティッシュタウンの建設等により子どもが増え、草花学童クラブの待機児童は増えてきましたが、今回と同じ機能転換をすることにより、平成27年度から待機児童はいなくなっております。

委員

草花児童センターの機能転換がうまくいったのであれば、今回の良き先例として、保護者への説明等に使っていったらいいと思います。

委員

児童館と学童クラブを同じ場所でやっていて、施設の改修等を行わずに待機児童を解消できるなら、来年度からではなく、今すぐできないかと思えます。今年度の待機児童のためにも、今年度からできないのはなぜですか。

事務局

児童館部分を学童クラブに機能転換するため、児童館部分が減少することになるので、児童館を一般利用している人などに対する対応を講ずる必要があります。

また、今年度の待機児童への対応としては、児童館の特例利用という形で、児童館の開館時間内で預かっております。

委員

平日の昼間など、児童館利用者はあまり見かけませんが、現在の一般児童の利用状況はどのようになっていますか。

事務局

ほとんどありません。乳幼児のよちよちクラブの参加者がいる程度です。

委員長

ここで確認しておきたいのですが、若竹学童クラブの37人と増戸学童クラブの45人の待機児童は、現在は、児童館の特例利用者として利用していて、来年度からの機能転換によって、この子達は、それぞれの学童クラブで受け入れが可能な見込である、ということよろしいでしょうか。

であれば、新たに増える定員枠は、それぞれ37人と45人となるのでしょうか。それとももう少し多いのでしょうか。

事務局

増員する定員数は、もっと多くなる見込みです。また、毎年応募があるので、その辺の見込みも加味して対応を考えていきたいと思えます。

委員長

次回かその次には、受け入れ定員は決めなければならないので、その辺の数値、学年別のデータも含めて、次回以降には示していただきたいです。それによって、内容がもう少しわかりやすくなると思えます。

委員

機能転換に当たって、転換する児童館部分の面積には余裕があるかとは思いますが、基準上の問題も含めて、待機児童を解消するのに必要な面積が足りていますか。また、必要な人員配置はできますか。それによって、人の処遇に変化はないですか。

事務局

学童クラブ分として増やす定員に見合った面積は、充分です。

委員

未就学児の保育施設においては、待機児童がほぼ解消しているところですが、以前は、待機児童対策のための施策や定員設定について、全体及び施設ごとの在園児数や定員数を示してもらい、説明を受けてきました。学童においても、同様に数値を示して説明をしてもらいたいと思います。

今回の件では、待機児童解消のためのスペースは足りる見込であるということによろしいですか。

事務局

今年度の待機児童数には対応できますが、今後につきましては、変動要因により、学校の空き教室等の検討は、行う必要があると考えています。

委員

学童の入会予定者数については、エリアごとの子どもの数が想定できるので、比較的たやすく予測できるのではないかと思います。

また、待機児童解消のため、より多くの子どもを受け入れるための量の問題を検討してきましたが、これからは、より良い環境で子どもを預かるという、質の問題をテーマに据えて考えていくべきだと思います。

量を確保するための、最低要件を確保する考え方では足りていても、質の高い保育を行うためのスペース、人材数は充分とはいえないのではないかと思います。そこで提案ですが、現在、保育所、幼稚園等においては、待機児童問題がほぼ解消し、スペースに少し余裕が出てきています。その部分を活用し、学童の子ども達を受け入れることを考えてもいいのではないのでしょうか。そのための仕組み作りを考えていただきたいと思います。

委員長

待機児童解消に当たって、顕在ニーズに加え、潜在ニーズも加味して考えないと、足りなくなるので、そこにも気をつけて進めていただきたいです。

本案件は、待機児童解消のための施策ということで、事務局提案のとおり承認したいと思います。事務局においては、この施策の検証のため、今後、待機児童の発生状況、在園児数の状況などについて、情報提供をお願いします。

エ 子ども・子育て支援総合計画の進捗状況について

事務局

それでは、子ども・子育て支援総合計画の進捗状況について、事前に委員の皆様へ配付させていただいております資料に基づき、順番にご説明いたします。

はじめに、資料6をご覧ください。

こちらは計画書の38ページから57ページまでに記載されております67項目の子育て支援施策について、令和4年度の実績と計画の最終年度である令和6

年度までの方向性・目標に対する現状の評価と達成度を記したものです。

一つ一つの施策についてご説明しますと、時間がかかってしまうため、私の方からは全体的な総括についてご説明いたします。

評価については、67の施策すべてがAの定常的实施ができていたという評価となっております。

また、達成度については、全体の78%にあたる52の施策が2の計画どおり、15%の10の施策が3の概ね計画どおり、3%2つの施策が4の計画以下、4%の3つの施策が1の計画以上となっております。

なお、4の計画以下となっている2つ施策（32の地域子育て支援拠点事業、35の病児・病後児保育事業）については、いずれもAの定常的实施でしたが、資料7の第5章に具体的数値が示されているとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により参加者や利用者が計画値より減少したことが要因となっております。

次に資料7をご覧ください。

こちらは計画書の58ページから69ページまでに記載されております市の子ども・子育て支援事業に関する需要と供給等について、目標値や見込みに対しての実績値を記載しているものです。

その中で、見込みと実績に大きな差があるなどの事業について、担当から説明させていただきます。

11ページ（4）子育て短期支援事業について説明します。

令和3年度までは、東京恵明学園に委託し、未就学児童のショートステイ事業を行ってまいりました。令和4年度からは、それに加え、主に里親家庭に委託し、小学校1年生から6年生までを対象に、事業を拡大しました。さらに、未就学児童について、網代ホームを、委託業者に加えております。

説明は以上となりますが、事前に、本日欠席の清水委員より、ご質問をいただいております。

委員

資料6の項目健康診査等の実施の乳幼児健診の受診率についてです。達成基準が95パーセントで、クリアしているとはいえ、わずかであっても未受診の子どもがいることに驚いています。様々な事情、考え方があることとは思いますが、保健師の方の、未受診者への勧奨、フォローはどのようになっていますか。

また、資料⑥の項目56小・中学校の施設整備のうち、南秋留小学校特別支援教室化改修工事についてです。友達に、南秋留小学校にできた特別支援教室や一の谷小学校の特別支援教室へ通うことを勧められた子どもの保護者がいますが、共に学区をまたいでの通学となります。知的障害以外の各学校の障がい児の学級について、違いや特徴が、学校や市のホームページを見てもよくわかりません。わかりやすく説明をお願いします。

事務局

乳幼児健診の未受診者に対するフォローについて説明します。

まず、集団で行っている健診が、3、4か月児健診、1歳半健診、3歳児健診となっています。個別で行っている健診が、6、7か月児健診、9、10か月児健診となっています。集団健診については、対象時期に実施の案内をしています。未受診の方については、必ずそれを把握し、地区担当保健師又は健診担当から直接連絡を入れるか、再度通知をしています。入院中であつたり、他市に行っていたり、仕事の都合などで受けられない方には、受けられる日を確認し、受けてもらうようにしています。それでも期日内に受けられない場合には、経過観察健診で受けてもらいます。6か月、9か月健診は、受診券が戻ってくるので、それで確認します。3歳児健診については、受けられる期間が長いので、未受診の方には、再度案内を送ります。

南秋留小学校特別支援教室化改修工事については、担当が本日不在となっていますので次回説明をいたします。

委員

資料6の特別支援教育の今後の方針欄に「全ての子どもたち」という記載がありますが、発達の程度や障害の有無などを超えた全ての子どもに対する教育は、非常に難しいことと思います。全ての子どもに対する教育は非常に大事なことで、特別支援教育の欄にあるのは無理があると思います。いかがですか。

事務局

担当不在のため、次回に回答いたします。

委員

特別支援学級は、中学校においては40人ほどいる学校もあるかのように聞きましたが、そんなにいると目が行き届かなくなりませんか。

また、教育相談は、電話が1本しかなく、なかなか通じなくて困っているというのを聞きましたが、例えばメールによる問い合わせを受け付けるなどの工夫はできませんか。

事務局

中学校の特別支援学級は、1クラス8人と聞いていますので、目が行き届かなくなることはないと思いますが、そのことも含めて、次回、担当から回答します。

委員

特別支援学級は充実していると思うが、一般教室にいるいわゆるグレーゾーンの子達は取り残される傾向が強いと思います。こういう子達を早く見つけて、特別支援につなげ、手厚く対応してあげるように考えていただきたいと思います。

委員長

この件についても、次回に回答をお願いします。

オ その他（次期「子ども・子育て支援総合計画」の策定について）

事務局

それでは、次期「子ども・子育て支援事業計画」の策定について、ご説明させていただきます。

資料8をご覧ください。現「子ども・子育て支援事業計画」は、ご承知のとおり令和6年度が計画の最終年度となります。そのため、今年度と来年度の2か年で、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする、次期計画を策定していくことになります。

次期計画は、令和5年4月に施行されました「こども基本法」に基づき、市町村こども計画の策定が、努力義務とされたことから、既存の各法令に基づく「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策に関する計画」、「子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援行動計画」を一体のものとして、作成してまいりたいと考えております。

策定に当たっては、子どもや若者の意識調査、子どもを養育する者やその関係者等幅広く意見聴集を行い、課題の整理や施策の方向性を検討していく必要があります。そのため、今後、地域子育て支援・育成に関わっている関係者など、この、子ども・子育て会議に新しい委員を加え、より良い計画になるよう、取り組んでまいりたいと、考えております。

資料8-1をご覧ください。今後のスケジュール（案）について説明いたします。今年度は、ニーズ調査及び計画策定を支援していただく事業者の選定を行い、その後、調査票の作成、調査の実施、調査結果の分析、調査結果の取りまとめを行う予定でおります。

来年度につきましては、現行計画の評価、課題整理及び見直しなどを行い、計画骨子の作成、計画素案の作成、議会への説明、パブリックコメントを実施した後、令和7年3月に計画を策定したいと考えております。

スケジュール（案）事業区分の一番上に、子ども・子育て会議の予定を入れさせていただきましたが、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、子ども・子育て会議において意見を聴くこととされており、今年度の、会議につきましては2回、来年度につきましては、6回の開催を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。説明は、以上でございます。

委員長

国は、この秋、10月か11月に、こども大綱、子どもの育ち指針を閣議決定する予定です。こども大綱に基づき、地方版のこども計画を策定していくこととなります。こども計画は、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、子ども・子育て支援事業計画を併せたものとして策定し、さらに、次世代育成計画を加え

た重層的な構造のもので、そのうち、子ども・若者計画については、多くの市では、別のセクション、別の審議会で、別の計画として策定しているようで、子ども・若者計画を包含した計画はかなり膨大なものになるかと思えます。計画策定は、この会議でやるのか、別の審議会と合同でやるのか、別の会議を作るのか、考えなければなりません、この会議だけでは手に負えないものになるという理解を私はしています。その辺の見通しについてはどうなのか聞かせていただきたいと思えます。

事務局

現在、こども基本法に基づき、こども計画を策定する努力義務が課せられているところですが、こども計画には、ご案内いただいた四つの計画を含めることができることになっています。そのうち、子ども・若者計画を含めるかどうかについては、他市においても議論になっているところであり、策定に当たっては、秋に出されるこども大綱の内容を見極めたうえで、他市の動向を踏まえて進めてまいりたいと考えております。

委員長

他市の動向を見ていると間に合わなくなる恐れがあり、また、市として主体的に判断すべきものであることから、独自に、より良い取組を検討していただきたいと思えます。

事務局

現在、あきる野市においては、子ども・若者計画がないことから、こども計画の中で、少しでも触れていければとは考えております。

委員長

計画策定に当たっての個人的な見解ですが、ニーズ調査については、今までと考え方を変えた方がいいと思えます。過去の計画策定において行っていたニーズ調査は、待機児童対策のため、5年間の保育ニーズを見極め、その対策をとるために行ってきたものでありますが、現在、少子化が進み、保育の需給バランスが崩れ、供給過剰気味になってきており、量の調査はあまり意味をなさなくなっています。ニーズ調査をやるのであれば、量の見込みを調べるのではなく、意識調査も含めて質のニーズを調べるようなものにすべきと思えます。例えば品川区は、今回、ニーズ調査は行いません。以前行った意識調査を参考に使用するようです。現状、予算も確保している段階で、ニーズ調査をやらざるを得ないのかも知れませんが、やるのであれば、発想を変えて、より良い計画策定のため、取り組んでもらいたいと思えます。

委員

現計画の進捗状況調査においても、数値のみの評価で、ほとんどがA評価になっています。本来は、満足度を調べ、それによって評価するのが理想だと思います。次期計画においては、利用者の声を聞いて満足しているかを確認していくなど、質の評価が必要で、それによって、より良い計画の策定につながると思います。

委員

今、一番問題になると思うのは、人口がどうなるかです。参考資料の人口統計を見ると、0歳児などは想定以上に減っています。あきる野の幼児人口について、今後の推移を見極めることと、また、減少する原因なども考察する必要があると思います。保護者の意識などがわかり、それを指標にして示すことができれば、市長が進めている移住者を増やす施策の一助になるかも知れません。また、人口の今後の推移を予測することに加え、目標値を示せば、新しい計画を策定し、進めていくうえで有効だと思います。

委員

みんなが、子育てについて、何を悩んでいるか、それを見極めて、その解決につながるような計画になったらいいと思います。

委員

話は戻って、計画の進捗状況の、乳幼児健診未受診者の件ですが、私の子育てのときを振り返ってみると、市が行う子どもの最初の健診は、自分にとっての一大イベントで、そんな重要なものでも、全員が受けているわけではないのに驚きました。いろいろな事情はあるにせよ、100%であるべきと思います。もしかしたら何かのSOSかも知れません。2回目以降は絶対に減っていくと思うので、最初の健診は安否確認の意味も込めて、もれなく受けさせるべきと思いました。あきる野市はこのところはしつこいんだという印象を植え付けて、子どもに関わる事件等を防げるように、また、全員が市とのつながりができたところで、意識調査のようなこともしやすくなるのではないかと思います。

委員

子ども・子育て会議委員の増員についてですが、中学生・高校生の意見を反映させるための人選を考えているようですが、発達支援や、障害児教育、医療的ケア等に関わる人や、認可外保育施設に関わる人も検討すべきと思います。資料では、人選の内容は具体的にはわからないので、どのように考えているのか、教えていただければと思います。

事務局

こども計画の策定に当たっては、子ども基本法に、子どもの意見を聴くよう規

定されています。そこで、地域で子どもに関わっている方、中学生や高校生と関わりのある方からの意見聴取を考えています。

委員

それに加えて、先ほどの、障害児教育に関わる人や認可外保育施設関係者についても、併せて増員するということはいかがでしょうか。

事務局

今回の増員は、年度途中の改正なので、計画策定のための必要な増員に限り、2名程度を考えております。現在メンバーに入っていない世代分野と言うことで、中学生、高校生に関わる人に入っただいて、こども計画の策定を進めていきたいと考えています。今後、特別支援に関わる人や認可外保育施設関係者については、今後、検討を考えています。

委員

今回の増員のため、9月の議会で条例を改正することと思います。条例は頻繁に改正できるものではないと承知しています。子どもの意見を聴くことは重要なことなので、中学生、高校生に関わる方達について理解できますが、乳幼児期についても、大事な時期ではあるので、障害児教育関係者や認可外保育施設関係者についても、是非検討をお願いします。

委員長

今後のスケジュールで、会議の開催予定を、今年度3回、来年度6回としていますが、今年度は1回不足し、来年度は1回多いと思います。

まず、来年度、8月、9月、10月、11月と連続で予定されていますが、続けて4回もやる必要はありません。例えば9月の1回を行わなくてもかまわないと思います。また、この秋に国の大綱が出る見込みなので、その後検討する回数が必要かと思います。今年度、3月まで1回も開かれないと、計画策定が停滞する恐れがあります。予算が決まってしまって難しいかも知れませんが、できればそのようなスケジュールが良いかと思います。

(4) 閉会

副委員長

本日は、保育料の問題、利用定員の問題、待機児童の件など大きな課題が目白押しで、それに対し活発な議論をしていただき、ありがとうございます。

私の関わりのある学童保育の件でいえば、現在あきる野市で行っている児童館の特例利用というのは、学童に入れないう子に対する思いやりの施策であって、学童に入れないう子は全く利用できないところもあるように聞いています。とはいえ、学童クラブの子と特例利用の子では、扱いに差があり、それを解消するための本日の案件は良いことだと思います。幾多の障害を乗り越えた、待機児童解消のた

めの大きな一歩となることで、大変なこととは思いますが、草花学童、屋城学童の前例もあるので、うまくいくことと信じています。

今度は、来年度の子ども・子育て支援総合計画の策定に向けて、委員の皆様の積極的な発言、ご意見がますます重要になってきます。「計画が9割」と言われています。あきる野の子ども達のための計画がしっかりまとまるよう、皆様のお知恵を借りながら進めて行ければと思います。

以上